

奈良県訓令第七号

各部課室

各出先機関

奈良県事務決裁規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第三号）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

第二条第十四号中「所長及び」を「所長、」に改め、「同項第十一号に規定する所長」の下に「及び同項第十二号に規定する所長」を加え、同条第十九号中「所長補佐及び」を「所長補佐、」に改め、「同項第十一号に規定する」の下に「所長補佐及び同項第十二号に規定する」を加え、同条第二十三号中「及びセンター」を「、センター及び所」に改める。

別表第三中「総務室長」を「総務・留学生交流室長」に改める。